

## 令和3年度櫛引花と緑の会 賛助会員(個人)を募集しています

櫛引花と緑の会では、  
櫛引地域全域で花いっぱい  
運動を進めています。

各家庭でもサルビアを  
植えて楽しみませんか。  
入会いただいた方には、  
サルビアの苗25本をプ  
レゼント予定です。



- 賛助会費 / 2,000円
- 申込み / 地区推進員が取りまとめる際にお申込みください。
- その他 / 今年度も国道112号バイパスへのサルビア植栽を予定しています。多くの皆様のご協力をお願いします。
- 問合せ / 櫛引花と緑の会事務局  
(総務企画課内) ☎57-2111

## e-でわネットをご利用の皆様へ

櫛引地域全域で民間の光通信サービスが利用できます。e-でわネットをご利用の皆様には、民間サービスへの移行をお願いしています。

- 民間サービス開通後は、速やかにe-でわネットの解約届を提出してください。解約届の提出がない場合、引き続きe-でわネットの利用料金が発生します。
- e-でわネットから民間に移行した場合、初期工事費に対する補助制度があります。工事費の請求がありましたら、交付申請書を提出してください。(交付上限：19,800円)
- 契約トラブルにご注意ください。民間サービスに加入する場合は、契約内容を十分確認した上で申し込みを行うようお願いします。

- 問合せ / 総務企画課 ☎57-2111



## 「櫛引地区農用地利用等調整委員会」からのお知らせ

「櫛引地区農用地利用等調整委員会」は、櫛引地区の「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」・「農業精通者」を構成員として組織されている団体です。



隣の農地が  
荒れていて、  
迷惑している。

農地を売りたい  
(貸したい)が、買主  
(借主)が見つからなくて、  
困っている。



農地に関する困りごとはありませんか？  
「櫛引地区農用地利用等調整委員会」へご相談ください

- 問合せ / 鶴岡市櫛引地区農用地利用等調整委員会事務局  
農業委員会櫛引分室(産業建設課内) ☎57-2114(直通)

# お知らせ

## 櫛引地域暮らしのカレンダー

4月

3日(土) 紙資源拠点回収(7:00、庁舎)
7日(水) 行政相談(10:00、産直めぐり)
8日(木) すくすくベビールーム(9:30、すこセン)
10日(土) 昔話を楽しむ会(10:30、図書館)
17日(土) おはなしひろば(10:30、図書館)
22日(木) すくすくベビールーム(9:30、すこセン)
23日(金) 各地区あそびの会(9:30、すこセン)
29日(木) 昭和の日
毎月火曜日…あそびの会(10:00、スポセン)

※以下のとおり省略しています。

生涯セン：生涯学習センター スポセン：スポーツセンター 老セン：老人福祉センター ④：市民福祉課 情セン：情報センター すこセン：すこやかセンター 高活セン：高齢者活動センター 東保：くしびき東部保育園 西保：くしびき西部保育園 南保：くしびき南部保育園 くし保：くしびき保育園 図書館：図書館櫛引分館 ⑤：各地区の自治公民館や集会センターなど(例 黒川下⑤：黒川下地区伝習交流の館)

※予定ですので、変更になる場合があります。

## 「広報つるおか櫛引版」の発行について

櫛引地域の情報をお知らせしてきました「広報つるおか櫛引版」は、本号をもって終了となります。

令和3年度以降は、印刷等の仕様は変わりますが、年4回、地域のイベント等を掲載するお知らせの発行を予定しています。

発行予定は以下のとおりです。

### ●発行月と地区への配布日

- 5月号…………… 4月27日(火)
- 9月号…………… 8月26日(木)
- 12月号……………11月25日(木)
- 3月号…………… 2月24日(木)

※お知らせする内容や情報量によって発行月が変更になる場合もありますのでご了承ください

●問合せ/総務企画課 ☎57-2111



## 宝谷そばの営業を再開します



冬期間休業していた「宝谷そば」の営業を再開します。挽きたて、打ちたて、茹でたての宝谷そばを味わってみませんか。

●営業開始/4月3日(土)

※3日、4日はそれぞれ先着で粗品進呈

●営業時間/土・日・祝日 11:00~14:00

※平日は5名以上からの予約制となっていますので、3日前までご連絡ください。

●メニュー/宝谷ざる(小鉢付) …1,000円

宝谷天ざる……………1,200円

## 「火入れ」の際は申請を忘れずに

火入れとは山林原野や田畑の畦の枯れ草・雑草などを焼くことをいいます。森林やその周囲1kmの範囲内にある土地で火入れを行う際は、火災防止のため許可申請手続きが義務付けられています。市民の命・財産を守るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●許可対象となる目的/

- ①造林のための地ごしらえ ②開墾準備
- ③害虫駆除 ④焼畑 ⑤採草地改良

※上記のほか火災と紛らわしい煙火が発生する行為(燻炭製造等)を行う場合は、別途消防分署へお知らせください。

●許可申請手続き/

火入れを開始する日の7日前までに産業建設課へ申請書を提出してください。火入れ地が申請者以外の方が所有(管理)する土地である場合は、その所有(管理)者の承諾書も必要です。

●問合せ/産業建設課 ☎57-2114(内線264)

春は空気が乾燥し風の強い日も多く、  
山火事が起こりやすい季節です。  
山火事に注意しましょう!